和福障第９１号
令和８年４月３日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

児童発達支援に係る未就学児等支援区分、及び看護職員配置加算の区分に係る前年度実績等に基づく判定について（依頼）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、指定児童発達支援を実施する事業所のうち、利用児童の令和７年度（前年度）実績を確認した結果、令和８年度における未就学児等支援区分が「区分２」となる事業所については、以下のとおり届出をお願いいたします。届出がなかった事業所については、全て「非該当」又は「区分１」として登録いたします。

また、指定障害児通所支援事業所のうち、看護職員加配加算を算定している事業所におかれましては、同加算を継続して算定する場合は、令和７年度（前年度）実績を算出いただき、以下のとおり届出をお願いいたします。

【届出の対象事業所】
①未就学児支援区分に関する届出：判定結果により「区分２」となった事業所
②看護職員加配加算に関する届出：看護職員加配加算を算定している事業所

【提出方法及び提出期日】
体制状況の変更フォームから次の期日までに届出を行ってください。なお、届出の際は、必要な添付書類も忘れずに添付してください。
フォームのＵＲＬ：https://logoform.jp/form/fKMM/1236779
提　出　期　日：令和８年４月３０日（木）

【送付様式等】
①報酬算定区分に関する届出書（様式）
②看護職員加配加算に関する届出書（様式）
③報酬留意事項通知（抜粋）

未就学児等支援区分とは

児童発達支援は、前年度の延べ利用人数に占める小学校就学前の児童（未就学児）の割合により、当該年度の報酬算定区分を判定することとなっています。

【概要】

報酬区分	該当する事業所
１　非該当	児童発達支援センター・重心型の指定児童発達支援事業所
２　区分１	児童発達支援を利用する未就学児の延べ利用人数を、児童発達支援を利用する障害児の延べ利用人数で除して得た数が７０％以上の事業所
３　区分２	・児童発達支援を利用する未就学児の延べ利用人数を、児童発達支援を利用する障害児の延べ利用人数で除して得た数が７０％未満の事業所 ・前年度において、児童発達支援の利用児童の数が０の事業所

※割合の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げること。

【留意事項】（留意事項通知一部抜粋）

（１）放課後等デイサービスの利用児童は含まないこと。

（２）当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度）の延べ利用人数を用いること。

（３）新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は下表のとおり。

パターン	判定方法
新設又は増改築等の時点から３か月未満	新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合
新設又は増改築等の時点から３か月以上１年未満	新設又は増改築等の時点から３か月間における障害児の延べ利用人数により算出された数
新設又は増改築等の時点から１年以上	直近１年間における障害児の延べ利用人数により算出された数

【よくある質問】

Ｑ１　児童発達支援はそもそも未就学児を対象とするサービスではないのか？

Ａ１　児童発達支援を利用する児童の多くは、未就学児であることから、多くの事業所では、「区分１」、児童発達支援センターでは「非該当」が適用されます。しかしながら、例えば、高校に進学しなかった児童、高校を中退した児童等は、未就学児ではないものの児童発達支援の支給決定を受けることとなるため、未就学児以外でも児童発達支援を利

用することは可能となります。

Ｑ２　具体的にどのようなパターンであれば、「区分２」となるのか？

Ａ２　未就学児以外の児童がそもそも利用していない場合は、計算の必要はなく、おのずと未就学児の割合は１００％となり、判定結果は「区分１」です。そのため、まずは、前年度実績を算出する前に、前年度において未就学児以外の児童が児童発達支援を利用した実績があるか否かを確認してください。未就学児以外の児童の利用実績があった場合は、上記【概要】のとおり計算を行い、「区分２」であるか否かを判定してください。

看護職員加配加算（Ⅰ・Ⅱ）について

看護職員加配加算とは、一定の基準を満たす重症心身障害児を受け入れるための体制を確保し、重症心身障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう看護職員の加配を行っていることを評価する加算のことです。

【対象事業】
児童発達支援・放課後等デイサービス

【概要】

区分	算定要件一部抜粋
Ⅰ	医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が４０点以上
Ⅱ	医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が７２点以上

【留意事項】（留意事項通知一部抜粋）
（１）当該年度の前年度（前年４月１日から翌年３月３１日まで）の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いること。
（２）事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、その数を当該前年度の開所日数で除して得た数とすること。
（３）児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。
（４）新設、増改築（現に存する事業所であって直近１か年に看護職員加配加算を加配していないものを含む。）を行った場合に関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の医療的ケアスコアの数は、下表のとおり。

パターン	算出方法
新設又は増改築等の時点から３か月未満	新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数
新設又は増改築等の時点から３か月以上１年未満	新設又は増改築等の時点から３か月間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を３か月間の開所日数で除して得た数
新設又は増改築等の時点から１年以上	直近１年間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を１年間の開所日数で除して得た数

（５）定員を減少する場合には、減少後の実績が３か月以上あるときは、減少後３か月における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を３か月間の開所日数で除して得た数とすること。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷